平成25年５月９日

各　位

会 社 名　株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表者名　代表取締役社長　種　村　均
（コード番号 ５３３１ 東証・名証 第一部）
問合せ先　総 務 部 長　渡 邊　潤
（ＴＥＬ：０５２－５６１－７３０５）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年５月９日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成25年６月27日開催予定の当社第132回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

(1) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条の規定により社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨の定めを現行定款第29条（取締役の責任免除）の第２項として追加するものであります。
なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えるための補欠監査役について、その選任の効力を監査役の任期とあわせ４年とするため、第32条（補欠監査役の予選の効力）を新設するとともに、現行定款第32条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成25年６月27日（木曜日）
定款変更の効力発生日　平成25年６月27日（木曜日）

別　紙

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり）
（新　設）	②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第30条・第31条　（条文省略）	第30条・第31条　（現行どおり）
（新　設）	（補欠監査役の予選の効力） 第32条　補欠監査役の予選の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第32条～第41条　（条文省略）	第33条～第42条　（現行どおり）

以　上